



1月8日、消防出初式が開催されました。快晴の空に向かって消防団の一斉放水が行われ、大きな歓声があがりました<文化会館第1駐車場にて>

## 消防通信指令業務を海老名市、座間市及び綾瀬市で共同運用

### 12月定例会

12月定例会が、11月29日から12月16日までの18日間の会期で開かれました。この定例会では、平成23年度一般会計及び2特別会計の補正予算、ふれあいの家条例、綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例などの一部改正、工事請負契約の締結、指定管理者の指定、市道路線の認定など、市長から提出された13議案を審議し、それぞれ可決しました(審議結果は8ページに掲載)。また、陳情は2件を趣旨了承、2件を趣旨不了承と決しました。

#### 補正予算

一般会計(第3号)、国民健康保険事業特別会計(第1号)、下水道事業特別会計(第2号)の3会計総額で739万8千200円減額するものです。一般会計では、子ども手当の法改正に伴う支給額変更などによる、子育て支援総務費の減額が主なもので、3議案をそれぞれ可決しました。

#### 条例

○綾瀬市附属機関の設置に関する条例及び綾瀬市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、所要の改正をするもので全会一致で可決しました。

○綾瀬市ふれあいの家条例の一部を改正する条例

落合ふれあいの家を設置するため、所要の改正をするもので全会一致で可決しました。

○綾瀬市都市公園条例の一部を改正する条例

綾瀬スポーツ公園にテニス

コート及びレストハウスを新設するため、所要の改正をするもので全会一致で可決しました。

○綾瀬市体育指導委員条例を廃止する条例

スポーツ振興法の全部改正によるスポーツ基本法の施行に伴い、スポーツ推進委員に関する例規の整備を図るため、本条例を廃止するもので全会一致で可決しました。

○綾瀬市民スポーツセンター等のスポーツ施設に関する条例の一部を改正する条例

早川城山多目的広場をスポーツ施設として位置付けるため、所要の改正をするもので全会一致で可決しました。

○綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

一般職の職員の給与を減額するもので、賛成多数で可決しました。

#### 工事請負契約の締結

平成23年度綾瀬スポーツ公園整備工事の請負契約の締結を全会一致で可決しました。

#### 協議会の設置

○海老名市、座間市及び綾瀬



市消防通信指令事務協議会の設置に関する協議について

消防救急体制の強化、人員の効率的配置及び経費削減のため、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づき、海老名市、座間市、綾瀬市の3市で消防通信指令事務を共同で行うための協議会設置に関する協議についてを、全会一致で可決しました。

#### 指定管理者の指定

綾瀬市障害者自立支援センター(ばらの里、希望の家)の指定管理者として、社会福祉法人県央福祉会を指定するもので、全会一致で可決しました。

#### 市道路線の認定

開発行為により帰属された道路の認定1件を全会一致で可決しました。

#### 報告

○専決処分の報告について(綾瀬市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例)

○専決処分の報告について(損害賠償の額の決定)

○綾瀬市教育委員会の点検・評価結果について